

公益社団法人 藤枝市シルバー人材センター利用規約

（利用契約）

第1条 公益社団法人藤枝市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者（以下「発注者」という。）は、センターとの間で、センター利用契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

（就業条件）

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の就業条件は、センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

（マッチング）

第3条 利用契約締結後、センターは、会員のうちから、会員業務の内容や、実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定する。

（センター及び発注者の責務）

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行う。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）に関し、関係諸法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって処理する。

3 センターは、業務実施会員の安全就業に配慮し、万一、業務実施会員が就業中又は就業先への往復途上に傷害等を被った場合には、一定の補償の責務を負う。

4 センターは、業務実施会員が発注者又は第三者に損害を与えた場合には、賠償の責務を負う。

5 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、その安全を確保し、その他の就業環境の整備に取り組む責務を有する。

（業務の対価）

第5条 発注者は、センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定めた委託料（以下「センター業務委託料」という。）をセンターに支払う。なお、発注者は別に、業務実施会員に会員業務の対価として、就業規約に定めるところによる委託料（以下「会員業務委託料」という。）を支払う。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合には、発注者とセンターは協議の上、センター業務委託料を変更することができるものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法又は現金で支払うものとする。なお、会員業務委託料も合わせて支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(権利及び義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し又は第三者のための担保に供してはならない。

- 2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務及び個人情報保護)

第8条 発注者及びセンターは、業務上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 発注者及びセンターは、業務上知り得た個人情報については、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 3 前2項は、センター業務の終了後についても同様とする。

(損害賠償)

第9条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責務を負う。

(反社会的勢力の排除)

第10条 発注者及びセンターは、相手方が次の各号の事項に違反した場合には、何らの催告を要せずに第1条の契約を解除することができる。

- (1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと

- (2)取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者が反社会的勢力ではないこと
 - (3)反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
 - (4)不当な要求行為をしないこと
 - (5)その他、公序良俗に違反する行為をしないこと
- 2 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行うことができない。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。